

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（滞留水の管理に係る運転上の制限の項目に係る変更）に係る面談
2. 日時：平成 29 年 6 月 23 日（金）17 時 00 分～18 時 40 分
3. 場所：原子力規制庁 9 階会議室
4. 出席者
  - ・ 原子力規制庁原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
片岸安全審査官、三澤安全審査官、塩見安全審査官
  - ・ 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名
5. 要旨
  - 東京電力ホールディングス株式会社から、6 月 22 日の面談のコメントについて、下記の通り説明があった。
    - 建屋に貯留する滞留水と水位の連動を確認する場合において、残水エリアの滞留水の水位とサブドレン水位が同一の場合、速やかに残水エリアの水位を下げ確認するか、サブドレン水位を上昇させて確認する。
    - 保安措置第 26 条の 2、第 2 項(4)の記載について、(3)の確認行為と整合がとれるよう、次回の補正申請で記載を適正化する。
  - 原子力規制庁から、保安措置第 11 条の水位安定エリアの定義について、建屋全体が水位安定エリアにはなり得ず、限定されたエリアに適用される旨の表現とすよう検討を求めた。
6. その他  
配布資料：実施計画Ⅲ章第 26 条変更について